

小売物価統計調査の概要

1 調査の目的と沿革

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数(CPI)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施している。

消費者物価指数は昭和21年消費者価格調査(CPS 家計調査の前身)によって調査した実効価格(公定価格とヤミ価格のように二つ以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量をウエイトとした平均価格)を価格資料として作成が開始された。当時、我が国の経済事情は戦後の混乱期にあったが、その後、経済活動が徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の出回りも潤沢になり、価格調査に当たっても、月々一定した銘柄を継続的に小売店舗から調査することが可能となったので、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、昭和25年6月から小売物価統計調査を統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始した。

調査は、当初都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城)で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成18年12月現在167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改定を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっているため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定を待たずに調査品目(銘柄)の拡充・整理統合を行っている。

なお、平成18年にも、調査品目の廃止及び追加について広く国民から意見募集(パブリックコメント)を行った。

2 調査の体系

調査は、(1)価格調査、(2)家賃調査、(3)宿泊料調査の三つに区分される。

(1) 価格調査

消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金を小売店舗又はサービス事業所で調査するもので、品目により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 調査員調査品目

食料や酒類、家事雑貨など消費者が主として居住地区近辺で購入する品目(「A品目」という)、被服や家電製品など消費者が主として市町村の代表的な商業集積地や大型店舗等で購入する品目(「B品目」という)、調味料や教養娯楽用品など地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目(「C品目」という)、映画観覧料や運送料、ガソリンなど調査地区を設けずに市町村全域から調査する品目(「S品目」という)は、調査する小売店舗及びサービス事業所を定め調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

水道料などの公共料金や入院費など、都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目(「D品目」という)は、都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

電気代や鉄道運賃など、全国又は地方的に価格・料金が均一な品目(「E品目」という)は、総務省が調査する。

(2) 家賃調査

借家の1か月当たりの家賃及び延べ面積を調査するもので、借家の種類により調査担当者が以下のとおり定められている。

ア 調査員調査品目

民営借家の家賃を調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

都道府県営、市町村営、都道府県住宅供給公社、市住宅供給公社の賃貸住宅の家賃を都道府県が

調査する。

ウ 総務省調査品目

独立行政法人都市再生機構所管の賃貸住宅の家賃を総務省が調査する。

(3) 宿泊料調査

平日及び休前日に大人2人が宿泊した場合に支払う1人分の宿泊料を、宿泊施設を定めて調査するもので、調査担当者が以下のとおり定められている。

ア 都道府県調査品目

旅館・ホテル等の民営の宿泊施設の平日及び休前日の1泊2食付き又は1泊朝食付きの料金を都道府県が調査する。

イ 総務省調査品目

公的宿泊施設（国民宿舎（公営））の1泊2食付きの料金を総務省が調査する。

3 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

調査員調査品目（調査員が調査を担当する品目）

総務大臣——都道府県知事——指導員——調査員——価格報告者

都道府県調査品目（指導員が調査を担当する品目）

総務大臣——都道府県知事——価格報告者

総務省調査品目（総務省統計局職員が調査を担当する品目）

総務大臣——価格報告者

「指導員」…… 都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され、調査員の実査事務の指導及び都道府県調査品目の調査を担当し、全国で131人である。

「調査員」…… 民間人の中から都道府県知事により任命され、調査店舗や世帯を訪問し、調査員調査品目の価格及び民営借家の家賃を聞き取り携帯情報端末（Personal Digital Assistant, 以下「PDA」という。）に入力する調査を担当し、全国で750人である。

4 調査品目及び価格取集数

家計支出上重要な530品目（原則として、家計調査の結果、その品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上。消費者物価指数における品目数とは一致しない。）を調査品目とする。各調査品目について、全国に共通する一定の調査銘柄（以下「基本銘柄」という。）(787銘柄)及び調査単位を指定し、その小売価格又は料金を調査している。（付録3参照）

調査品目・銘柄の一部には、調査市町村内に指定された銘柄を取り扱う販売店がないか、あっても継続的に価格を得ることが困難なものがあるため、調査市町村の人口規模等に応じた品目・銘柄の出回り状況を考慮して、調査品目・銘柄ごとに調査する市町村を表1に示すとおり区分している。

表1 調査区分

調査区分	調査区分記号
全市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄	無印
市において調査する品目・銘柄	
人口5万以上の市において調査する品目・銘柄	
都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄	

基本銘柄ごとの調査区分は付録3参照

(1) 価格調査

毎月の価格取集数は、約 230,000 価格である。調査品目は、消費者の購入行動、店舗間の価格差を考慮し、A、B、C、D、E及びS品目に区分している。(表2参照)

調査員調査品目のうちA、B及びC品目の価格取集数は、表7のとおりである。

なお、都道府県調査品目(D品目)の価格取集数は、原則として各調査市町村1価格であるが、PTA会費、大学授業料、月謝(学習塾)等の価格取集数については、表3のとおりである。

また、S品目の価格取集数は、表4及び表5のとおりである。

表2 調査市町村の区分、品目区分別調査品目数及び基本銘柄数

品目区分	調査市町村の区分 内 容	都道府県庁 所在市	人口5万 以上の市	人口5万 未満の市	町 村
A品目	食料、酒類、家事雑貨など、主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目	148 (165)	113 (125)	102 (114)	81 (93)
B品目	被服、家電製品など、主として消費者が市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目	137 (160)	63 (73)	50 (59)	25 (28)
C品目	調味料、教養娯楽用品など、地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目	98 (103)	38 (39)	34 (35)	19 (19)
D品目	水道料、入院費など、都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目	34 (101)	25 (88)	22 (85)	21 (83)
E品目	鉄道運賃、電気代、たばこなど、全国又は各地方において価格・料金が均一な品目	39 (155)	37 (143)	37 (143)	37 (138)
S品目	映画観覧料、運送料、ガソリンなど、調査地区を設けないで市町村全域から調査する品目	77 (90)	15 (17)	10 (12)	7 (9)
家賃	民営借家及び公的住宅に居住する世帯の家賃	2 (5)	2 (5)	2 (5)	2 (5)
総数		535 (779)	293 (490)	257 (453)	192 (375)

- 1) 上段は調査品目数、下段の()は基本銘柄数を示す。
- 2) 沖縄県のみで調査する品目(8品目)は含まない。(付録3参照)
- 3) 1品目で複数の銘柄があり、異なる品目区分になる場合、品目(13品目)はそれぞれの品目区分に含めている。

表3 D品目（PTA会費，大学授業料，月謝（学習塾）等）価格取集数

調査品目	価格取集数
PTA会費，学校給食費	8大市（東京都区部，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市）...各10 道庁所在地（東京都区部，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市及び神戸市を除く。）.....各5 その他人口5万以上の市（川崎市及び北九州市を除く。）.....各3 人口5万未満の市及び町村.....各1
大学授業料	大学（国立・公立・私立）.....都道府県内全大学 （ただし，私立大学は，東京都は法文経系22校，理工系10校，道府県は法文経系10校，理工系5校を限度とする。）
短期大学授業料	短期大学（私立）.....都道府県内全短期大学 （ただし，東京都は法文経系15校，家政系15校，道府県は法文経系10校，家政系10校を限度とする。）
専門学校授業料	東京都5，道府県各2
高等学校授業料	高等学校（公立）.....調査市町村各1（課程ごと各1） 高等学校（私立）.....調査市町村内全高等学校 （ただし，東京都区部は普通課程47校，商業課程10校，工業課程5校，他の調査市町村は普通課程10校，商業課程5校，工業課程3校を限度とする。）
中学校授業料	中学校（私立）.....調査市町村内全中学校 （ただし東京都区部は18校，他の調査市町村は5校を限度とする。）
幼稚園保育料	幼稚園（公立）.....東京都区部各区1，他の調査市町村各1 幼稚園（私立）.....東京都区部10，他の調査市町村各3
予備校授業料	東京都区部5，道府県庁所在地各3
月謝(学習塾)	小学生.....東京都区部5，道府県庁所在地各2 中学生.....東京都区部10，道府県庁所在地各3
プール使用料	東京都区部10，道府県庁所在地各2
人間ドック受診料	都道府県庁所在地各2
バス代	東京都区部3，仙台市，横浜市，川崎市，京都市，大阪市，神戸市，広島市及び北九州市各2 他の調査市町村各1
タクシー代	東京都区部10，大阪市7，札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，横浜市，名古屋市，京都市，神戸市，広島市，福岡市及び那覇市各5，他の県庁所在地各3，他の市町村各1
自動車教習料	東京都区部3，人口5万以上の市各1
入院費	都道府県各4（国立病院2，公立病院2）
ゴルフプレー料金， テニスコート使用料	東京都10，道府県各3
ケーブルテレビ利用料	東京都区部3，道府県庁所在地各1
美術館入館料（公立）	東京都10，道府県各2
入浴料	東京都区部5，道府県庁所在地各2

表4 S品目(牛乳(配達),大工手間代等)価格取集数

調査品目(銘柄)	価格取集数	調査品目(銘柄)	価格取集数
牛乳(配達), 量表取替費, プロパンガス(基本料金), プロパンガス(従量料金), 灯油, 自動車ガソリン (レギュラーガソリン), 自動車ガソリン (プレミアムガソリン), 靴修理代, 板ガラス取替費, 上敷ござ	A品目と同じ	大工手間代, 水道工事費, ふすま張替費, 塀工事費, 焼肉, ドーナツ, 浴槽, 温水洗浄便座, 給湯機, 板材, 塗料, 左官手間代, 食堂セット, ベッド, レンジ台, ヘルスメーター, 被服賃借料, 血圧計, 自動車タイヤ, 自動車整備費(12か月定期点検), 自動車整備費(マフラー交換), 自動車整備費(パンク修理), 自動車ワックス, 自動車オイル交換料, サッカーボール, 釣りざお, トレーニングパンツ, 水着, 園芸用土, 植木鉢, ペットフード(ドッグフード), ペットフード(キャットフード), 獣医代, ハンドバッグ(輸入品)	C品目と同じ
座卓, 自転車, ハンバーガー, 牛どん, 洋服だんす, 食器戸棚, カーベット, ネクタイ(輸入品), コンタクトレンズ, 学習机, テニスラケット(輸入品), 電気がみそり(輸入品)	B品目と同じ		

表5 S品目(ピザパイ(配達),映画観覧料,月謝等)価格取集数

調査品目(銘柄)	価格取集数
ピザパイ(配達), パーソナルコンピュータ, パーソナルコンピュータ用プリンタ, カラオケルーム使用料	東京都区部 10 大阪市 7 札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 名古屋市, 京都市, 神戸市, 広島市, 福岡市, 北九州市 各5 上記以外の県庁所在地 各3
車庫借料, 弁当, 植木職手間代, 整理だんす, マッサージ料金, 駐車料金, 月謝(水泳, 洋裁, 料理, 音楽, 英会話, 書道), ゴルフ練習料金(入場料), ゴルフ練習料金(最低貸出し個数), ゴルフ練習料金(ボール代)	東京都区部 10 他の道府県庁所在地 各3 人口5万以上の市 各3
乳酸菌飲料, システムキッチン	東京都区部 3 他の道府県庁所在地 各1
すし(外食)(回転ずし)	東京都区部 5, 他の道府県庁所在地 各1
グローブ, 錠, 自動車バッテリー, カーナビゲーション, 運送料, 携帯電話機, DVDソフト, 月謝(ダンス), 映画観覧料, フィットネスクラブ使用料, エステティック料金, モップレンタル料	東京都区部 5 他の道府県庁所在地 各2 人口5万以上の市 各2

(2) 家賃調査

民営家賃については、家賃調査地区内のすべての民営借家約 22,000 世帯の家賃の月額及び延べ面積を調査する。

公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅の家賃については、調査市町村ごとにすべての公営借家を対象に家賃総額及び延べ面積を調査する。

(3) 宿泊料調査

全国で約 1,000 の宿泊料を調査する。

5 調査銘柄

(1) 基本銘柄

全国に共通する一定の品質、性能、特性（特徴）などの規定。

・細部指定

一部の品目については、基本銘柄の規定に加え、商標、規格、型式番号などを指定して調査する。これを「細部指定」といい、調査市町村で最も出回りが多く、かつ継続的に調査できるものを指定するものがある。細部指定には、商標名だけを指定する「商標指定」、商標名のほかに型式番号等も指定する「商標・型式番号指定」がある。

「基本銘柄」及び「細部指定」については、出回り状況の変化等を考慮して随時改正を行っている。基本銘柄の数は表 2 のとおりである。

(2) 市町村銘柄

基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を「市町村銘柄」として設定し、これについて調査することとしている。

6 調査市町村

(1) 価格調査

調査員調査品目の調査市町村数は、平成 18 年 12 月現在、表 6 に示す 167 市町村となっている。

なお、都道府県調査品目は、調査市町村又は都道府県内の全域を、総務省調査品目については全国の全域を、それぞれ調査地域とする。

(2) 家賃調査

(1)の価格調査と同じ調査市町村である。

表6 調査市町村一覧

都道府 県番号	都道府県	市町村	符号	都道府 県番号	都道府県	市町村	符号
01	北海道	札幌市	A	15	新潟県	新潟市	A
		函館市	B			長岡市	B
		旭川市	B			糸魚川市	D
		岩見沢市	C			堀之内町	E
		美幌市	D				
02	青森県	美名寄市	D	16	富山県	富山市	A
		木古内町	E			新湊市	D
		倶知安町	E			小杉町	E
		美幌町	E				
		羽幌町	E				
03	岩手県	盛岡市	A	17	石川県	金沢市	A
		江刺市	D			穴水町	E
04	宮城県	仙台市	A	18	福井県	福井市	A
		石巻市	C			敦賀市	C
05	秋田県	利府町	E	19	山梨県	甲府市	A
		秋田市	A			甲斐市	E
06	山形県	湯沢市	D	20	長野県	長野市	A
		山形市	A			松本市	B
07	福島県	鶴岡市	C	21	岐阜県	小諸市	D
		余目町	E			丸子町	E
08	茨城県	福島市	A	22	静岡県	岐阜市	A
		郡山市	B			土岐市	C
09	栃木県	川俣町	E	23	愛知県	美濃市	D
		水戸市	A			美浜町	E
10	群馬県	古河市	C	24	三重県	津市	A
		友部町	E			桑名市	C
11	埼玉県	宇都宮市	A	25	滋賀県	明和町	E
		鹿沼市	C			大津市	A
12	千葉県	茂木町	E	26	京都府	愛知川町	E
		前橋市	A			京都市	A
13	東京都	安中市	D	27	大阪府	福知山市	C
		草津町	E			大江町	E
14	神奈川県	さいたま市	A	28	兵庫県	大阪市	A
		川口市	B			貝塚市	C
15	新潟県	所沢市	B	29	奈良県	枚方市	B
		本庄市	C			富田林市	C
16	富山県	朝霞市	C	30	和歌山県	箕面市	C
		上里町	E			東大阪市	B
17	石川県	千葉市	A	31	鳥取県	神戸市	A
		茂原市	C			姫路市	B
18	福井県	佐倉市	B	32	徳島県	西宮市	B
		浦安市	C			伊丹市	B
19	山梨県	白子町	E	33	香川県	小野市	D
		特別区	A			播磨町	E
20	長野県	立川市	B	34	愛媛県	奈良市	A
		府中市	B			榛原町	E
21	岐阜県	東村山市	C	35	高知県	和歌山市	A
		横浜川崎市	A			御坊市	D
22	静岡県	横須賀市	B	36	高知県	那智勝浦町	E
		厚木市	B			鳥取市	A
23	愛知県	伊勢原市	C	37	徳島県	岩美町	E
		寒川町	E				
24	滋賀県	湯河原町	E				

都道府 県番号	都道府県	市町村	符号	都道府 県番号	都道府県	市町村	符号
32	島根県	松江市 大社町	A E	41	佐賀県	佐賀市 白石町	A E
33	岡山県	岡山市 新見市	A D	42	長崎県	長崎市 佐世保市 田平町	A B E
34	広島県	広島市 三原市 福山市 本郷町	A C B E			43	熊本県
35	山口県	山口市 宇部市 小野田市 田布施町	A B D E	44	大分県	大分市 日田市 佐賀関町	A C E
				45	宮崎県	宮崎市 都城市 高原町	A C E
36	徳島県	徳島市 池田町	A E	46	鹿児島県	鹿児島市 出水市 高山町	A D E
37	香川県	高松市 善通寺市 詫間町	A D E			47	沖縄県
38	愛媛県	松山市 今治市	A C				
39	高知県	高知市 窪川町	A E				
40	福岡県	福岡市 北九州市 柳川市 筑紫野市 津屋崎町 筑穂町	A B D C E E				

- 1) 符号は、調査市町村の次の区分を示す。なお、人口は平成 12 年 10 月 1 日現在による。
A 都道府県庁所在市 B 人口 15 万以上の市 C 人口 5 万以上 15 万未満の市
D 人口 5 万未満の市 E 町村
- 2) 調査市町村の名称及び区域は、平成 16 年 10 月 15 日現在による。

(3) 宿泊料調査

民営宿泊施設については、都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、該当する市町村を調査市町村（101 市町村）としている。

公的宿泊施設については、調査市町村を限定せず全国を調査地域としている。

7 調査地区

価格調査と家賃調査は、各調査市町村に、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。各調査市町村に設定される調査地区数は、都市の人口規模等により表 7 のとおりである。

ただし、都道府県調査品目、総務省調査品目、調査地区を設けずに調査市町村全域から調査している品目、公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅の家賃、宿泊料の調査については、調査地区を設けず、都道府県又は調査市町村の全域において調査している。

(1) 価格調査地区

価格調査地区数は平成 18 年 12 月現在全国で 657 地区である。

ア 価格調査地区の設定方法

調査市町村全域を A 品目の価格取集数（表 7 参照）と同数に分割し、それぞれを価格調査地区としている。分割に当たっては、原則として、事業所・企業統計調査の調査区が合併した区域となるようにし、商業集積地区の分布状況を参考に、可能な限り地形地物を境界とし、設定している。

イ 調査品目区分ごとの調査方法

原則として、A 品目はすべての価格調査地区で調査し、B 品目及び C 品目は当該品目について代表的な店舗が存在する価格調査地区を所定数選択して調査している。

ウ 平成 14 年度以前の価格調査地区の設定方法

平成 14 年度以前に設定した調査市の価格調査地区については、A 品目を調査する一般地区と、B 品目及び C 品目を調査する繁華街地区に区分されている。しかし、いずれの調査地区とも調査市町村の全域ではなく設定当時の商業集積等を踏まえて選定された地域であり、また品目によらず一律に選定されるために、必ずしも調査に最適な地区にならない場合があった。このような状況にかんがみ、新たな商業集積地区や郊外型大型店舗の出現といった小売業の構造変化及び消費行動の変化を的確に反映するため、平成 15 年度以降に価格調査地区を設定する際には、上記アの方法によることとした。

(2) 家賃調査地区

民営家賃については、調査市町村ごとに国勢調査調査区を確率抽出法により抽出し、その抽出された調査区を家賃調査地区として設定しているが、調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家の増減や地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じてくるため、原則として、5 年ごとに家賃調査地区の設定替えを行っている。現行の家賃調査地区は、平成 12 年国勢調査の調査区(山林原野等を除く。)を用いて 15 年 1 月に設定しており、全国で 1,212 地区である。

なお、都道府県営、市町村営、都道府県住宅供給公社、市住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、調査市町村の全域において調査する。

表7 調査市町村の区分別調査地区数及び価格取集数

調査市町村の区分	A 品目		B 品目		C 品目		家賃調査地区数
	地区数	価格数	地区数	価格数	地区数	価格数	
東京都区部	42	42	21	21	12	12	54
大阪府市	12	12	12	12	6	6	36
横浜、名古屋、京都、神戸の各市	12	12	6	6	2	2	24
札幌、仙台、さいたま、千葉、川崎、広島、福岡、北九州の各市	8	8	4	4	2	2	18
上記以外の県庁所在市	4	4	3	3	2	2	9
人口 15 万以上の市	4	4	3	3	1	1	9
人口 5 万以上 15 万未満の市	3	3	3	3	1	1	6
人口 5 万未満の市	2	2	1	1	1	1	3
町村	1	1	1	1	1	1	3

1) A, B, C 品目の内容については表 2 を参照。

2) 平成 15 年度以降に価格調査地区の設定替えを実施していない市については、B 品目又は C 品目の地区数が異なる場合がある。

8 価格報告者

商品及びサービス関係の調査品目の価格報告者は、調査品目の区分(表 2 参照)ごとに定めている。選定された価格報告者の数は、全国で、小売店舗及びサービス事業所は約 30,000、民営家賃調査世帯は約 22,000、調査旅館・ホテル等は約 530 となっている。

(1) 価格調査

調査員調査品目(A, B 及び C 品目)については、品目ごとに、各調査地区内(S 品目は調査市町村内)で販売数量が多い順(これにより難しい場合は、従業者数や売り場面積など経営規模の大きい順)に選定した小売店舗又はサービス事業所の事業主とする。

都道府県調査品目については、調査市町村内に所在する店舗のうち利用者の多い順に選定した小売店舗、サービス事業所の事業主又は所管責任者とする。

総務省調査品目については、全国から選定した代表的な店舗、サービス事業所の事業主又は所管責任者とする。

(2) 家賃調査

民営家賃については、家賃調査地区内に居住するすべての民営借家の世帯主とする。公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅の家賃については、調査市町村内にある当該公営借家の管理責任者とする。

(3) 宿泊料調査

民営宿泊施設は、調査旅館・ホテル等の代表者とする。公的宿泊施設は、国民宿舎（公営）等の代表者とする。

9 調査日

(1) 価格調査及び家賃調査

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日として価格又は料金を調査する。ただし、都道府県調査品目及び総務省調査品目については、毎月12日を含む週の金曜日（遊園地入園料については日曜日）を調査日とする。

生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の約40品目については、上旬、中旬、下旬の3旬別に、上旬は5日、中旬は12日、下旬は22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とし、調査日を含む前3日間の中値を調査する（旬別価格調査）。

また、特例として、PTA会費、学校給食費、大学・短期大学・高等学校・中学校授業料、幼稚園保育料は、毎年4月に調査し、そのうちPTA会費以外については、その結果を9月に確認調査する。

(2) 宿泊料調査

毎月5日を含む週の金曜日（ただし、休日の前日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

10 調査方法

(1) 価格調査

調査員調査品目については、調査員が調査店舗を訪問し、価格報告者から調査品目の小売価格又は料金等を聞き取り、PDAに入力する。実際に現金販売している通常の状態の小売価格又はサービスの料金を調査するため、次のような小売価格は調査しない。

- ・ 短期間（7日以内）の大安売り、棚ざらえ、投げ売り等による割引価格
- ・ 半端もの、数種の商品を抱き合わせで販売している場合の価格
- ・ 一部の顧客との間で一度に大量取引する際の割引価格
- ・ 中古品、せり売り、月賦販売等の価格

都道府県調査品目については指導員が、総務省調査品目については総務省統計局職員が、それぞれ価格報告者から調査品目の小売価格又はサービスの料金を調査する。

(2) 家賃調査

ア 民営借家

調査員が、家賃調査地区内にある民営借家に居住するすべての世帯を訪問し、家賃の月額、延べ面積を聞き取り、PDAに入力する。なお、民営借家世帯の入居、退去及び民営借家の新築、滅失については、調査日の状況が反映される。調査は、家賃調査地区を1群、2群、3群に分け、第1群の地区は1、4、7、10月に、第2群は2、5、8、11月に、第3群は3、6、9、12月にというように、各地区を3か月間隔で調査する。

集計の際、単位面積当たりの家賃は、調査市町村内の全家賃調査地区についての家賃総額を借家の総面積で除し算出する。公表結果は、1㎡当たりの単位で表章している。なお、当月調査されなかった地区の家賃及び面積は前月又は前々月の調査結果を用いる。家賃調査地区は、国勢調査の1調査区をもって1家賃調査地区としている。

イ 公的住宅及び独立行政法人都市再生機構住宅

各調査市町村内に所在する都道府県営、市町村営、都道府県住宅供給公社、市住宅供給公社の住宅の戸数、家賃総額及び延べ面積を、指導員が調査し、独立行政法人都市再生機構所管の住宅の戸数、家賃総額及び延べ面積を、総務省統計局職員が調査する。

(3) 宿泊料調査

ア 民営宿泊施設

指導員が、宿泊料調査の調査市町村ごとに、宿泊者数の多い旅館やホテル等の代表的な民営宿泊施設の順に選定し、その宿泊施設において、最も多いタイプの客室一つを指定して、その指定客室に大人2人が1泊2食付き又は1泊朝食付きで宿泊した場合の1人分の平日料金及び休前日料金を調査する。

イ 公的宿泊施設

総務省統計局職員が、代表的な宿泊施設（国民宿舎（公営））に、大人2人が1泊2食付きで宿泊した場合の1人分の料金を調査する。

11 結果の公表

小売物価統計調査の結果は、主要品目の都市別小売価格を、東京都区部については当月分、全国については前月分を、また、全国统一価格品目の価格については当月分を、原則として、毎月 26 日を含む週の金曜日に公表している。

公表した結果は、次の結果報告書により刊行するほか、インターネットでも提供している。(巻末「小売物価統計調査報告書等の利用について」参照)

- ・「小売物価統計調査報告」(月報)
公表内容のうち、主要結果を収録し、翌月中旬に刊行
- ・「小売物価統計調査年報」

主要品目については、県庁所在市及び人口 15 万以上の市については当該年の 1 月～12 月分の月別価格及び年平均価格、人口 15 万未満の市町村については年平均価格等を収録している。